

# 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例施行規則

平成十五年三月七日規則第十七号

## 改正

平成一七年三月七日規則第一四号  
平成一八年四月一日規則第一二九号  
令和三年三月一九日規則第六二号

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県砂防指定地管理規則（昭和四十三年岐阜県規則第九十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第一条** この規則は、岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例（平成十四年岐阜県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（砂防指定地内行為の許可手続等）

**第二条** 条例第二条第二項ただし書の規定により協議をしようとする者、条例第三条第一項の規定により許可を受けようとする者又は条例第四条第一項の規定により協議をしようとする者は、砂防指定地内行為許可申請（協議）書（別記第一号様式）を知事に提出するものとする。

（許可の更新手続）

**第三条** 条例第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可又は同意の更新を受けようとする者は、砂防指定地内行為許可（同意）更新申請（協議）書（別記第二号様式）を知事に提出するものとする。

（許可内容の変更手続）

**第四条** 条例第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可又は同意を受けて行う行為の内容を変更しようとする者は、砂防指定地内行為変更許可申請（協議）書（別記第三号様式）を知事に提出するものとする。

（届出及び検査）

**第五条** 条例第九条第一項から第三項までの規定による届出は、砂防指定地内行為着手（終了・廃止）届（別記第四号様式）により行うものとする。

2 条例第九条第四項の規定による届出は、住所氏名等変更届（別記第五号様式）により行うものとする。

3 条例第九条第五項の規定による報告は、死亡（解散）届（別記第六号様式）により行うものとする。

（標識及び標ぐい）

**第六条** 条例第十条の砂防指定地内行為許可標識は別記第七号様式によるものとし、同条の標ぐいは別記第八号様式によるものとする。

（地位の承継手続）

**第七条** 条例第十二条第三項の規定による届出は、地位承継届（別記第九号様式）により行うものとする。

（地位の譲渡手続）

**第八条** 条例第十三条第一項の規定により砂防指定地内行為許可に係る地位の譲渡の許可を受けようとする者は、地位譲渡許可申請書（別記第十号様式）を知事に提出するものとする。

（新たに砂防指定地となった場合の手続）

**第九条** 条例第十七条後段の規定による届出は、砂防指定地内行為届（別記第十一号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

**第十条** 条例第十八条の身分を示す証明書は、別記第十二号様式によるものとする。

（書類の提出）

**第十一条** 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、その提出に係る砂防指定地の所在す

る市町村の長を経由して提出することができる。

- 2 前項の書類の提出部数は、正副各一通とする。ただし、他の官公署との協議を要するものについては、その手続に要する部数を加えた部数とする。
- 3 第一項の規定により書類を経由する市町村の長は、所管土木事務所にその書類を送付するものとする。この場合においてその書類が第二条の砂防指定地内行為許可申請（協議）書（条例第二条第二項の協議に係るものを除く。）、第三条の砂防指定地内行為許可更新申請書又は第四条の砂防指定地内行為変更許可申請書であるときは、その市町村の長は意見書を添付することによりその申請書等の内容について意見を述べることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の岐阜県砂防指定地管理規則第二十一条の身分証明書は、その身分証明書の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例施行規則第十条に規定する証明書とみなす。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成十七年三月七日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成十八年四月一日規則第二百二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和三年三月十九日規則第六十二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

